

経済価値ベースのソルベンシー規制等を巡る動向

以下は、国内の保険会社に対する新たな健全性規制の導入に向けた進捗についての株式会社日本格付研究所（JCR）の見解です。

■見解

- (1) 国内の保険会社において経済価値ベースの新たなソルベンシー規制（新規制）の導入が目前に迫る中、生保各社において、ESR（Economic Solvency Ratio）を開示する動きが広がっている。23/3期決算では、大手生保グループ4社のESRが出そろった。JCRは、生保会社の信用力を評価するにあたり、定量面では資本の充実度に重点を置いている。現行規制にとどまらず、経済価値ベースでみた資本の十分性を勘案し、格付が上位レンジになるほどその評価ウェートを高めている。
- (2) ESRの算出を柱とした新規制は、有識者会議での議論や継続的に実施されている国内フィールドテストの結果分析などを経て24年春頃に基準の最終化を行い、25年に制度施行、26年3月末から新基準による規制資本の計算を開始することが想定されている。現状、各社が開示しているESRは、内部管理ベースのリスク管理に基づく数値である。各社のリスク特性などを反映しており、前提の置き方に違いがあることなどから単純比較することは適当ではなく、数値の高低が資本充実度の違いを端的に示しているとはみていない。もっとも、新規制の導入後は前提条件などに一定の統一が図られることなどから、規制対応ベースのESRについて資本充実度における比較可能性が高まることが期待できよう。
- (3) JCRでは、ここ2年程度の生保各社の格付見直しにおいて、資産デュレーションの長期化や負債構造の見直しなどの取り組みを通じて金利リスクの総量が減少すること、リスク量の削減によってESRを含む経済価値ベースの指標における感応度の抑制が進むこと、などを段階的に格付に織り込んできた。足元で開示されている各社のESRは、これまでJCRが格付に織り込んできた資本充実度の評価における想定とおおむね整合している。また、新規制は現行規制と比較してより複雑性が高く事務負担が相当重くなると考えられるが、各社とも十分に対応が可能であり、新規制に向けて円滑に移行できるとJCRはみている。

（担当）杉浦 輝一・宮尾 知浩・阿知波 聖人・松澤 弘太

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル